沼津市地区センター指定管理者選定委員会に関する要領

制定　　平成27年４月１日

改正　 平成30年4月1日

（趣旨）

第１条　この要領は、沼津市地区センター（以下「地区センター」という。）の指定管理者の選定を指定管理者制度運用指針（平成17年７月19日施行）に基づき公平かつ適正に実施するため、沼津市地区センター指定管理者の選定等に関する要綱（平成22年８月２日副市長決裁。以下「選定要綱」という。）第４条の規定により設置する沼津市地区センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、選定要綱第４条の規定に基づき、選定要綱第２条各号の観点から、沼津市地区センターの指定管理者に応募したものについて、市長に意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　委員会の委員は、次の者をもって組織する。

⑴　沼津市自治会連合会を代表する者

⑵　沼津市民生委員児童委員協議会を代表する者

⑶　沼津市社会福祉協議会を代表する者

⑷　沼津市老人クラブ連合会を代表する者

⑸　その他市長の認める者

（会議）

第４条　委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は企画部長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議長は、委員の互選により定める。

４　会議は非公開とする。

５　委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第５条　委員会の委員は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、企画部地域自治課において処理する。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

付　則

この要領は、平成27年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。